

米国ビザとのじょうずなつき合い方

第4回 H-1Bビザの活用

雇用する側の条件が少なく、多様な職種での申請が可能でH-1Bビザだが、その活用にはさまざまな問題がある。

申請条件

H-1Bビザの申請条件は、受け入れ企業が在米企業であることは当然として、まず申請者が担当する業務に、アメリカで不足している特殊技能を要する高い専門性が求められる。移民法では専門分野での学士号、またはそれと同等の職務経験、一般的に三年を大学の一年として計算)を必要とする業務としている。注意が必要なのは、これは業務に対して要求される条件であり、たとえ申請者が十分な資格を有していても、実際に携わる業務にその専門性が求められていなければ、ビザは認められないことである。

また、同じ条件にもかかわらず、米国の労働市場よりも安価な給与を設定することはできない。これは海外の労働力が不当に流入し、米国の労働市場を優することを防ぐためである。

有効期間

H-1Bビザの有効期間は、最初に与えられる三年間、そして延長による三年間の、通算六年間である。ただし、1ビザでの就労期間も合算される。六年間の有効期間後は、一年以上米国外に滞在しなければ再度H-1Bビザを申請することはできない。

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

申請プロセス

H-1Bビザに必要なペティションを移民局が発行し、就労目的での滞在を認める請願書)には、勤務する会社名が記載されているため、転職する場合は新しくペティションおよびビザの申請をしなければならぬ。この場合も、通算六年のル一ルが適用される。

H-1Bを申請するためには、まず雇用主がすでに述べた給与の設定などの労働条件申請書を提出し、労働省から許可を得なければならない。次に移民局に対してペティション申請を行い、その後国務省大使館・領事館)にビザの申請を行う。

労働省への申請や移民局へのペティション申請には、弁護士費用も含め数千ドル以上かかり、またその期間も数か月におよぶ。それだけの時間とコストに見合った人材となると、そのハードルは高い。

年間の発給数

H-1Bビザには、年間の新規のペティション発給数六万五〇〇〇件という枠がある。このうち、一四〇〇〇件はチリ国籍、五四〇〇件はシンガポール国籍の申請者のための特別枠である。このため日本人を含む実質的な申請枠は五万八二〇〇件である。その年度の発給枠を

超えると、申請は受けつけても、新しい年度が始まる次の一〇月一日までペティションは発給されない。ちなみに、二〇〇四年は八月四日までに四万件が申請され、すでに二万一〇〇〇件は認可が下りたとの発表があり、秋には二〇〇五年度の枠もなくなる可能性がある。つまり、今秋申請しても、ペティションの認可が下りるのは二〇〇五年の秋以降になることもあり得、申請状況に注意して採用計画を立てる必要がある。

このように、H-1Bビザはさまざまな業種・業務に適用されるため、申請を望む声がよく聞かれるが、一般の企業にとっては「コスト・時間などの面から、あまり活用しやすくは」とはいえない。親会社での勤務歴一年以上という条件がつくものの、通常は次回説明するH-1Bビザが活用されている。ただし、アメリカ現法で専門技能を有する四年制大学卒業の社員を採用する場合は、H-1Bビザが現実的な選択肢である。

今回は多くの企業が活用しているH-1Bとその問題点について説明する。

(株)株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス
取締役 渡辺 究

★次号のテーマは「Lビザの活用」

◆株式会社グリーンフィールド・オーバーシーズ・アシスタンス URL: www.green-f.biz

企業を中心に、ビザのコンサルティングからサポートレターを含む申請書類の作成、申請、受領まで、包括的なビザ申請支援サービスを提供。そのほか、医師・看護師米国研修支援サービスや海外生活支援サービスなども開発中。

設立: 2003年4月16日 本社: 〒107-0052 東京都港区赤坂2-20-13 渡辺ビル4F Tel: 03-6230-4331
Fax: 03-3505-5799 E-mail: greenfield@green-f.biz 代表者: 代表取締役社長 小川卓郎 資本金: 1950万円